

**社会福祉法人 山口県社会福祉協議会**  
**福祉サービス第三者評価事業**  
**守秘義務について**

社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、福祉サービス第三者評価事業を実施するにあたり、守秘義務の取り組みを以下のとおりとする。

- 1 県社協が収集する情報は、第三者評価実施に必要な最小限の情報とし、第三者評価以外の目的には決して使用しないこと。
- 2 県社協及び第三者評価実施にあたって県社協からの協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、第三者評価を実施する上で知り得たサービス利用者及びその家族並びにサービス事業者に関する情報を、第三者に漏洩しないこと。この守秘義務は評価契約終了後も同様であること。
- 3 県社協は、第三者評価で実施した利用者調査及び事業評価におけるサービス事業者の自己評価結果について、サービス事業者やその他の第三者に漏洩しないよう第三者評価終了後に破棄する等の処理を行うこと。
- 4 県社協は、利用者に関する情報が記載された書類については、原則として事業者への訪問調査を行う際に現地での閲覧により確認することとし、事業所の外に持ち出さないこと。
- 5 県社協は、事業者が業務上作成している内部資料については、原則として事業者への訪問調査を行う際に現地での閲覧により確認することとし、事業所の外に持ち出さないこと。但し、事業評価に必要で、事業者の同意がある場合にはこの限りではない。